13. 留学・海外研修等

(1)	米国姉妹大学留学制度	221 頁
(2)	学生申請留学制度	223
(3)	韓国カトリック大学交換留学制度(派遣)	225
(4)	ベトナム国立ホーチミン人文社会科学大学 交換留学制度(派遣)	227
(5)	セメスター認定留学制度	230
(6)	特定目的海外研修	233
(7)	グローバル英語コース海外留学制度実施要求	頁234

13-(1) 米国姉妹大学留学制度

本学では米国の3大学と交換留学協定を締結している。(以下「米国姉妹大学」という。)

この協定による留学で約10か月の留学期間中に修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定する。

1. 米国姉妹大学

(1) Mount Mary University (マウントメリー大学)

(2900 North Menomonee River Parkway, Milwaukee, Wisconsin 53222-4597)

(2) Notre Dame of Maryland University (メリーランド・ノートルダム大学)

(4701 North Charles Street, Baltimore, Maryland 21210-2476)

(3) Regis College (レジス大学)

(235 Wellesley Street, Weston, Massachusetts 02493-1571)

2. 留学期間

- (1) 2年次後期から3年次前期の間
- (2) 3年次後期から4年次前期の間

3. 留学した場合の卒業年次

(1) 2年次後期から留学した場合

2年次後期から3年次前期の間、米国姉妹大学に留学した場合、4年間で卒業することが可能である(ただし、学科との相談による)。(「11. 帰国後の本学授業科目の履修」参照)

(2) 3年次後期から留学した場合

英語英文学科の学生が、3年次後期から米国姉妹大学へ留学し、4年次前期に帰国した場合、4年次終了時点で全ての卒業条件が満たされていれば卒業が認められる(その他の学科については学科との相談による)。ただし、留学から帰国後の4年次において、通年科目を後期から半年のみ履修した場合、その単位は修得したものと認められない。

4. 留学決定の手順

- (1) 留学希望者は、毎年5月中旬に開催される留学説明会に出席すること(掲示にて詳しい内容をお知らせします)。
- (2) 留学希望者は、本学で実施するTOEFL-ITPを受験し、国際教育課で留学に関する相談を行うこと。
- (3) 留学希望者は、必ずTOEFL-iBT (Test of English as a Foreign Language) を受験しなければならない。TOEFL は、指定のテストセンターで個別に受験する仕組みになっているため各自で数回受験すること。
- (4) 米国姉妹大学への留学を希望する者は、毎年2月初旬の申請締切までにTOEFL-iBTテストの成績を添付して国際教育課へ所定の留学願を提出すること。

各大学の申請に必要なTOEFL-iBTの点数は次のとおり。

- ・マウントメリー大学:61点
- ・メリーランド・ノートルダム大学:61点
- ・レジス大学: 79点
- (5) 留学者は、TOEFL-iBTの成績及び本学での成績等を審査して決定される。

5. 留学に要する費用等

学費等の概算(2015年10月1日現在)

\$1=¥120で計算した場合(概算)

	区	分	Mount Mary University	Notre Dame of Maryland University	Regis College	備考	
授	포 파기	\$	17,487	21,699	28,155	姉妹大学の奨学金相当分を引	
拉	業料	¥(概算)	2,098,440	2,603,880	3,378,600	いた額。	
寮	費	\$	8,840	10,930	14,380	休暇を除く額。	
		¥(概算)	1,060,800	1,311,600	1,725,600	食費を含む。	
=1		\$	26,327	32,629	42,535		
	計	¥(概算)	3,159,240	3,915,480	5,104,200		

- (注1) 上記の費用には、申込金、手続き料、学生費、教材費、渡航費、保険料等は含まない。
- (注2) 留学費用は、あくまでも目安である。留学費用は毎年変更されるとともに為替レートにより変動するため、各自の希望する留学時期にあわせて最新の費用を確認すること。

※上記の額は留学期間中にかかる費用の概算。授業料及び寮費は毎年変更されるため、各自で該当の大学のウェブサイトを参照すること。

6. 留学期間中の本学学費等

留学期間中の本学学費等は、学則別表2に定めるとおり全額納付しなければならないが、次項による奨学金等の制度が適用される。

7. 奨学金等

- (1) 米国姉妹大学留学奨学金として、授業料年額の2分の1に相当する額が支給される(ただし、資格特待生又は修学支援制度の適用を受けている学生は、留学申請前に国際教育課に相談してください)。
- (2) 教育充実費、施設設備費の年額の12分の1額に留学期間月数を乗じて得た額が免除される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に算入しない。既に納付された諸費については、帰国後精算される。
- (3) グローバル英語コース留学奨学金、外国人留学生授業料減免・外国人留学生奨学金(第1種・第2種)との併給は不可。その他の奨学金については個別に相談すること。

8. 留学期間中の単位認定

- (1) 留学期間中に修得した科目・単位は、留学先大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目・単位としてみなし、30単位を超えない範囲で帰国後の年次に認定される。
- (2) ただし、学則第17条及び第17条の2に定めるとおり、特定目的海外研修A及び大学コンソーシアム京都の単位互換科目 (他大学・短期大学の開講科目) 等で修得済の単位、イングリッシュチャレンジ等、入学後に受験した検定による認定単位 は、この30単位から差引かれるので注意すること。

9. 資格取得に関する科目の取扱い

- (1) 教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、資格取得に関する科目については、留学によって修得した単位は認められないので注意すること。
- (2) 教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により4年間で教職課程を修了することができない可能性があるので注意すること。
- (3) 留学と教職課程又は司書課程を同時に履修することは困難であり、教職科目又は司書科目を履修する場合は、登録決定以前に必ず教務課、学事課又は司書課程事務室に申出て相談すること。

10. 出国届と帰国届

留学のために渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは所定の「帰国届」と「留学状況報告書」を国際教育課に提出すること。

11. 帰国後の本学授業科目の履修

- (1) 留学前に登録済みの後期開講科目は、帰国後の後期に履修する。
- (2) 帰国後は、通年開講科目は新規に登録し、履修することができる。その場合は、帰国後すぐに出席すること。
- (3) 後期開講科目は、新規に登録し履修することができる。その場合は、教務課と学事課に相談すること。
- (4) 帰国時期が遅くなった場合は、実質的に通年開講科目や資格取得に関する科目を履修することができない場合がある。 そのため留学期間終了後、可能な限り早く(遅くとも5月末までに)帰国すること。

12. 米国姉妹大学での指導助言等

- (1) 本学と米国姉妹大学との協定に基づき、米国姉妹大学の教員アドバイザーにより適切な指導助言が得られる。
- (2) 各米国姉妹大学では大学の学生寮に入居し、できる限りアメリカ人のルームメイトと同室になるよう配慮される。

13. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

- (1) 派遣先大学において成業の見込みがないと判断された場合
- (2) 本学の学費等の納付を怠った場合
- (3) 派遣留学生としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他、上記以外の事項又は本人の事情、健康上の理由などにより、留学を継続することが困難になったと判断された場合

13-(2) 学生申請留学制度

学生個人が本学協定大学以外の外国大学(学部課程)に出願し、その大学より受講が認められたとき、学生から本学に所定の留学申請を行うものとする。本学が教育上有益と認めるときは「学生申請留学」として許可し、留学期間中に修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定される。

1. 申請資格

留学する時点で本学に1年以上在学していること。

2. 留学期間

- (1) 本学として取扱う留学期間は、原則として6か月以上1年未満とする。
- (2) 留学期間の延長を希望するときは、許可を得て1年を限度として延長することができる。
- (3) 留学の期間は、在学の期間に算入する。

3. 留学した場合の卒業年次

(1) 2年次後期から留学した場合

学生申請留学において、2年次後期から3年次前期の間留学した場合、4年間で卒業することが可能である(ただし、 学科との相談による)。(「10. 帰国後の本学授業科目の履修」参照)

(2) 3年次後期から留学した場合

英語英文学科の学生が、3年次後期から申請留学先大学へ留学し、4年次前期に帰国した場合、4年次終了時点で全ての卒業条件が満たされていれば卒業が認められる(その他の学科については学科との相談による)。ただし、留学から帰国後の4年次において、通年科目を後期から半年のみ履修した場合、その単位は修得したものと認められない。

4. 留学申請の手続

留学を希望する者は、留学渡航の2ヵ月前までに次の書類を国際教育課に提出し、学長の許可を受けること。

- (1) 留 学 願
- (2) 留学計画書
- (3) 留学先大学の入学許可書の写し
- (4) その他本学が必要と認めた書類

5. 留学期間中の本学学費等

- (1) 留学期間中の本学学費等は、学則別表2に定めるとおり全額納付すること。
- (2) 学費等の納付がなければ本学の単位に認定されない。ただし、次項による教育充実費、施設設備費に関して減免の制度がある。

6. 教育充実費、施設設備費の減免

- (1) 教育充実費、施設設備費の年額の12分の1額に留学期間月数を乗じて得た額が減免される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に算入しない。
- (2) 既に納付された諸費については、帰国後精算される。

7. 留学期間中の単位認定

- (1) 留学期間中に修得した科目・単位は、留学先大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目・単位としてみなし、30単位を超えない範囲で帰国後の年次に認定される。
- (2) ただし、学則第17条及び第17条の2に定めるとおり、特定目的海外研修A及び大学コンソーシアム京都の単位互換科目 (他大学・短期大学の開講科目)等で修得済の単位、イングリッシュチャレンジ等、入学後に受験した検定による認定単位 は、この30単位から差引かれるので注意すること。

8. 資格取得に関する科目の取扱い

- (1) 教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、資格取得に関する科目については、留学によって修得した単位は認められないので注意すること。
- (2) 教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により4年間で教職課程を修了することができない可能性があるので注意すること。
- (3) 留学と教職課程又は司書課程を同時に履修することは困難であり、教職科目又は司書科目を履修する場合は、登録決定以前に必ず教務課、学事課又は司書課程事務室に申出て相談をすること。

9. 出国届と帰国届

留学のために渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは所定の「帰国届」と「留学報告書」を国際教育課に提出すること。

10. 帰国後の本学授業科目の履修

- (1) 留学前に登録済みの後期開講科目は、帰国後の後期に履修する。
- (2) 帰国後は、通年開講科目は新規に登録し、履修することができる。その場合は、帰国後すぐに出席すること。
- (3) 後期開講科目は新規に登録し履修することができる。その場合は、教務課と学事課に相談すること。
- (4) 帰国時期が遅くなった場合は、実質的に通年開講科目や資格取得に関する科目(前期開講科目)を履修することができない場合がある。そのため留学期間終了後、可能な限り早く(遅くとも5月末までに)帰国すること。

11. その他

既に休学して留学している者で、学生申請留学を希望するときは、所定の「復学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

13-(3) 韓国カトリック大学交換留学制度(派遣)

韓国カトリック大学との教育交流協定に基づき、本学から韓国カトリック大学へ交換留学生を派遣することに関し必要な事項を定める。

1. 協定大学

韓国カトリック大学・聖心キャンパス (The Catholic University of Korea, Songsim Campus) (所在地 〒420-743 韓国京畿道富川市遠美区駅谷2洞山43-1)

2. 交換留学生の定義

交換留学生とは、本学が韓国カトリック大学との学生交流に関する協定に基づいて、本学に在籍しながら、原則として1年以内の期間派遣する留学生をいう。

3. 申請資格及び条件

交換留学生は、留学の意志が強く心身ともに健康で以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 学部生の場合
 - ① 留学以前に本学において1学年以上の履修を修了し、留学前年度までの成績がGPA2.0以上であること(1年次生の場合は、申請時の直近の学期までの成績とする)。
 - ② 所属学科より交換留学生として応募することが許可されること。
 - ③ 留学以前に本学で「朝鮮語($I \cdot II$)」を修得(又は修得見込み)していること、あるいはそれと同等以上の朝鮮語(韓国語)の知識があると認められること。
 - ④ 英語で行われる授業を受けることができる十分な英語の能力を有すること。
- (2) 大学院生の場合
 - ① 留学以前に本学大学院において最低1学期(半期)の履修を修了していること。
 - ② 韓国語、英語の双方で授業を受けることができる語学力を有すること。

4. 派遣人数

年間2名以内とする。

5. 留学期間

留学期間は、1年間又は1学期間(半期)とし、留学期間は在学期間に算入される。

- (1) 1年間留学する場合(2月下旬~2月中旬)約10か月間
- (2) 半期間留学する場合(2月下旬~8月中旬)約6か月間

6. 留学した場合の卒業年次

(1) 学部2年次又は3年次で留学する場合

留学前の単位修得状況に基づいて所属学科の許可を得た場合に留学が認められる。留学期間中に修得した単位は、各所属学科の互換認定を受けたものについて、本学の要卒単位として認めるため、4年間で卒業することが可能である。ただし、各自の留学先大学での履修内容、本学での単位修得状況、所属学科の互換認定状況によっては、4年間で卒業することができない場合がある。

(2) 学部4年次で留学する場合

学部4年次生で留学する場合は、留学前の単位修得状況等に基づいて所属学科の許可を得た場合のみ、半期間の留学が

認められる。留学期間中に修得した単位は、各所属学科の互換認定を受けたものについて、本学の要卒単位として認めるため、留学から帰国後、4年次終了時点で全ての卒業条件が満たされていれば卒業が認められる。4年次生で1年間の留学を希望する場合は、4年間で卒業することができない。

(3) 大学院生の場合

留学期間は在学期間に算入され、留学期間中に修得した単位のうち、各所属専攻の互換認定を受けたものについて8単位を限度として本学大学院の修了に必要な単位として認定される。交換留学を希望する者は、各専攻と事前協議を行うこと。

7. 申請書類

- (1) 留学願(所定用紙·和文)
- (2) 留学中の学修計画書(所定用紙・和文)
- (3) 本学の成績通知書(和文)
- (4) 語学力を証明する書類〔以下の①又は②、2ヵ国語とも提出できる場合は①と②の両方を提出すること。〕(①英語の場合=TOEFL又はTOEICの成績通知書、②韓国語の場合=以下のいずれかを選択。韓国語能力試験の成績通知書、ハングル能力検定試験の成績通知書、韓国語能力試験の成績通知書、指導教員の推薦書)

8. 申請手続

- (1) 交換留学生の申請をする者は、申請書類を指定期日までに国際教育課へ提出する。
- (2) 候補者の選考は、書類審査、面接審査により行う。
- (3) 交換留学生の候補者は、教務委員会、学部教授会の議を経て学長が決定する。
- (4) 交換留学生の候補者として決定した者は、本学から韓国カトリック大学へ推薦し、その後韓国カトリック大学から入学許可があったとき、派遣留学生として決定する。

9. 留学費用

- (1) 韓国カトリック大学との協定に基づき派遣する交換留学生は、学費の相互免除協定に基づいて、本学への学生納付金(授業料、教育充実費、施設設備費)を学則別表2に定めるとおり全額納付することにより、派遣大学での学費が全額免除される。
- (2) 渡航費、滞在費(寮費、食費など)、保険料、教科書代等、学費以外の留学費用は全て個人負担となる。

10. 留学中の履修科目と単位認定

- (1) 留学期間中に修得した科目、単位は留学先大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目・単位としてみなし、30単位を越えない範囲で帰国後の年次に認定される(学部生の場合)。ただし、学則第17条及び第17条の2に定めるとおり、特定目的海外研修A及び大学コンソーシアム京都の単位互換科目(他大学・短期大学の開講科目)等で修得済の単位、イングリッシュチャレンジ等、入学後に受験した検定による認定単位は、この30単位から差引かれるので注意すること。
- (2) 韓国カトリック大学で履修する授業科目は、原則として学部課程の科目で、本学での所属(学部)学科の専門科目の内容に相当する科目とする。韓国語のレベルによっては、韓国カトリック大学韓国語教育センターで開講される韓国語授業を履修するほか、留学生は必修科目として「韓国の歴史と文化」(英語による授業)を履修しなければならない。
- (3) 大学院生の場合は、留学先で修得した単位の互換認定は最大8単位を限度とする。

11. 出国届と帰国届

留学のため渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは、所定の「帰国届」と「留学報告書」を国際教育課へ提出すること。

12. 留学中の指導助言

本学との協定に基づき、韓国カトリック大学では教員アドバイザーにより適切な指導助言が得られる。

13. 帰国後の本学授業科目の履修

- (1) 3年次で留学する場合(1年間又は半期)
 - ① 1年間の留学から帰国後は、3年次必修科目を4年次で履修する。
 - ② 前期のみ留学した場合は、留学前に履修登録した後期開講科目を履修する。3年次通年開講科目については指導担当教員との相談により履修方法を決定する。
- (2) 4年次生で留学する場合(前期のみ)
 - ① 留学前に履修登録した後期開講科目を履修する。
 - ② 4年次通年開講科目については、指導担当教員との相談により履修方法を決定する。

14. 資格取得に関する科目の取扱い

- (1) 教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、資格取得に関する科目については、本学の履修科目以外は認められない。
- (2) 教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により4年間で教職課程を修了することができない。
- (3) 留学と資格取得に関する課程を同時に履修することは困難であり、それらの課程を履修していて留学する場合は、留学前の履修登録決定以前に必ず教務課・学事課又は司書課程事務室へ申出て相談をすること。

15. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

- (1) 派遣先大学において成業の見込みがないと判断された場合
- (2) 本学の学費等の納付を怠った場合
- (3) 交換留学生としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他、上記以外の事項又は本人の事情、健康上の理由などにより、留学を継続することが困難になったと判断された場合

13-(4) ベトナム国立ホーチミン人文社会科学大学 交換留学制度(派遣)

ベトナム国立ホーチミン人文社会科学大学(以下、「人文社会科学大学」という。)との教育交流協定に基づき、本学から人文社会科学大学へ交換留学生を派遣することに関し必要な事項を定める。

1. 協定大学

ベトナム国立ホーチミン人文社会科学大学

(Vietnam National University - Ho Chi Minh City, University of Social Sciences and Humanities) (所在地 10-12 Dinh Tien Hoang, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam)

2. 交換留学生の定義

「交換留学生」とは、本学が人文社会科学大学との学生交流に関する協定に基づいて、本学に在籍しながら、原則として 1 年以内の期間派遣する留学生をいう。

交換留学生が学部生の場合は、本学の「セメスター認定留学制度」に準じて派遣する。

3. 申請資格及び条件

交換留学生は、留学の意志が強く心身ともに健康で以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 学部生の場合
 - ① 留学以前に本学において1学年以上の履修を修了し、留学前年度までの成績の平均値がGPA2.5以上であること(1年次生の場合は、申請時の直近の学期までの成績とする)。
 - ② 所属学科より交換留学生として応募することが許可されること。
 - ③ 本学の授業科目の出席状況が良好で、所属学科の必修科目に不合格点がないこと。
 - ④ 申請時までにTOEFL-iBTにおいて45点以上、又はそれと同等に相当する英語力を有すること(TOEIC可)。
 - ⑤ 申請以前にベトナム語初級程度以上の学習歴があることを証明できること。
- (2) 大学院生の場合
 - ① 留学以前に本学大学院において最低1学期(半期)の履修を修了していること。
 - ② 所属研究科(専攻)より交換留学生として応募することが許可されること。
 - ③ ベトナムでの研究活動に関する研究計画書(英文)が提出できること。
 - ④ ベトナム語又は英語で授業を受けることができる語学力を有すること。

4. 派遣人数

年間1名とする。

5. 留学期間

- (1) 留学期間は、1年間又は1学期間(半期)とし、留学期間は在学期間に算入される。
 - ① 1年間留学する場合(2月~1月)約11か月間
 - ② 半期間留学する場合(2月~8月)約6か月間
- (2) 学部生の場合の留学期間は、本学の「セメスター認定留学制度」に準じ、原則として、2年次前期~3年次後期までの間の半期又は1学年間とする。ただし、4年次生で所属学部学科の許可を得た場合のみ、半期間の留学が認められる。大学院生の場合は、所属研究科(専攻)と事前協議を行い、許可された場合のみ留学が認められる。

6. 申請方法

交換留学生として出願する者は、次項の申請書類を指定期日までに国際教育課へ提出する。

7. 申請書類

- (1) 学部牛の場合
 - ① 留学願(所定用紙) ② 留学計画書(所定用紙) ③ 入学願書(人文社会科学大学所定用紙・英文) ④ 在学証明書(英文) ⑤ 成績証明書(英文) ⑥ TOEFL又はTOEICの成績通知書 ⑦ ベトナム語の語学力を証明する書類 ⑧ 健康診断書(所定用紙) ⑨パスポートコピー
- (2) 大学院生でベトナムでの研究活動を行う場合は、上記①~⑨に加えて、以下の書類を提出し、かつ人文社会科学大学における指導担当教授と連絡を取り合う必要がある。
 - ⑩ 研究計画書 ⑪ 所属専攻の指導教授による推薦書

8. 留学の許可

- (1) 国際教育課より、出願者のあった学科(又は専攻)へ出願書類と成績証明書を添えて連絡する。
- (2) 当該出願者が所属する学部で選考を行う。
- (3) 教務委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

9. 留学中の履修方法

- (1) 学部牛の場合
 - ① 人文社会科学大学において履修する授業科目は、原則として語学又は所属学科の専門科目の内容に相当する科目とする。
 - ② 人文社会科学大学では、「ベトナム語学科」に入学し、その学科で開講される「ベトナム語集中課程」(Vietnamese Academic Program) を履修する。
 - ③ ベトナム語能力試験 (Vietnamese Language Evaluation Test) に合格すると、ベトナム研究・ベトナム語学部、 英語英文学部、東洋学部、言語学部などで開講する正規学部授業を履修することができる。
 - ④ 人文社会科学大学において履修する授業時間数は、1週あたり平均20時間以上を原則とする。
 - ⑤ 語学授業等は演習とみなし、授業時間数30時間につき、本学における1単位相当として換算認定する。
 - ⑥ その他、留学中の履修については、セメスター認定留学制度に準ずる。
- (2) 大学院生の場合
 - ① 人文社会科学大学において履修する授業科目は、原則として所属専攻の専門科目の内容に相当する科目とする。
 - ② 人文社会科学大学で開講される「ベトナム語集中課程」を履修する場合は、所属専攻と事前協議を行うこと。大学院生が同ベトナム語集中課程を履修する場合、本学での単位取得状況によっては、所定の修業年限で修了できない場合がある。

10. 本学での単位認定

- (1) 学部生の場合
 - セメスター認定留学制度に準ずる。
- (2) 大学院生の場合
 - 留学先大学院で修得した単位の互換認定は最大8単位を限度とする。

11. 本学授業科目の履修方法

- (1) 前期から半期間留学する場合は、留学前に当該年度の後期開講科目の履修登録を行う。前期に留学する場合は、原則として、帰国後、後期科目を新規に登録することはできない。
- (2) 学部生の履修方法については、セメスター認定留学制度に準ずる。
- (3) 大学院生の履修方法については、各専攻との事前協議による。

12. 留学費用と留学中の本学学費

- (1) 交換留学生は、本学への学生納付金(授業料、施設設備費、維持費)を学則別表2に定めるとおり全額納付することにより、派遣先大学の授業料が全額免除される。
- (2) 渡航費、滞在費(宿舎、食費)、保険料、教科書代等は全て個人負担とする。

13. 出国届と帰国届

留学のため渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは、所定の「帰国届」と「留学状況報告書」を国際教育課へ提出すること。

14. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

- (1) 派遣先大学において成業の見込みがないと判断された場合
- (2) 本学の学費等の納付を怠った場合
- (3) 交換留学生としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他、上記以外の事項又は本人の事情、健康上の理由などにより、留学を継続することが困難になったと判断された場合

13-(5) セメスター認定留学制度

1. セメスター認定留学の定義

セメスター認定留学とは、本学との間に協定を締結している外国の大学又はこれに相当する当該大学付属教育機関、又は 教授会が認定した外国の大学等(以下、協定大学という)へ、セメスター(半期)単位で留学し、当該協定大学で履修した 授業時間数を、帰国後に本学の単位として認定することをいう。

2. 協定大学

- (1) 協定大学の範囲は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学又はこれに相当する機関で、本学が協定を締結する機関とする。
- (2) 協定大学
 - ① メリーランド・ノートルダム大学(アメリカ)
 - ② カリフォルニア大学デイビス校(アメリカ)
 - ③ ハワイ大学マノア校(アメリカ)
 - ④ ウェスタンミシガン大学(アメリカ)
 - ⑤ リーズ大学 (イギリス)
 - ⑥ サセックス大学(イギリス)
 - ⑦ アイルランド国立大学ダブリン校(アイルランド)
 - ⑧ レジャイナ大学(カナダ)
 - ⑨ モナシュ大学 (オーストラリア)
 - ⑩ マッコーリー大学 (オーストラリア)
 - ① オーストラリアン・カトリック大学(オーストラリア)
 - ⑫ オークランド大学 (ニュージーランド)
 - ③ ビクトリア大学 (ニュージーランド)

3. 留学時期と留学期間

- (1) セメスター認定留学は、原則として半期単位で留学するものとし、留学期間は1年未満とする。
- (2) セメスター認定留学による留学期間は修業年限に算入し、学則第31条に規定する留学の扱いとする。
- (3) 留学時期は、2年次前期~3年次後期までの間の半期又は1学年間とする。

4. 申請条件

- (1) 留学する時点で本学に1年以上在学していること。
- (2) 所属学科より、セメスター認定留学生として応募することが許可されること。
- (3) 本学の授業科目の出席状況が良好で、所属学科の必修科目に不合格点がないこと。
- (4) 申請時までにTOEFL又はTOEICを受験し、TOEIC450点もしくは同等程度以上を取得していること(ただし留学先大学によって、必要な試験が異なるため、必ず説明会等で確認すること)。
- (5) 留学前年度までの成績がGPA2.5以上であること(1年次生の場合は、留学申請時の直近の学期までの成績を対象とする)。

5. 申請手続き

- (1) 申請締切(募集要項を参照)
 - ① 前期から留学する場合:10月下旬
 - ② 後期から留学する場合:2月初旬
- (2) 申請書類
 - ① 認定留学願

- ② 留学計画書
- ③ 成績通知書(和文)
- ④ TOEFL又はTOEICの成績通知書
- ⑤ 健康に関する質問事項
- (3) 申請方法

申請書類を指定期日までに国際教育課へ提出する。

6. 認定留学の許可

- (1) 国際教育課より、申請者の在籍する学部学科へ申請書類と成績証明書を添えて連絡する。
- (2) 応募人数が特定の協定大学へ集中する場合は、学内選考を行う。
- (3) 当該出願者が所属する学部で選考を行う。
- (4) 教務委員会及び学部教授会の議を経て学長が決定する。

7. 留学中の履修方法

- (1) 協定大学において履修する授業科目は、原則として語学又は所属学科の専門科目の内容に相当する科目とする。
- (2) 協定大学において履修する授業時間数は、1週あたり平均20時間以上を原則とする。
- (3) 語学授業等は演習とみなし、授業時間数30時間につき、本学における1単位相当として換算認定する。

8. 本学での単位認定

- (1) 留学生は、帰国後以下の書類を国際教育課へ提出する。
 - ① 協定大学の成績通知書
 - ② 履修した授業科目のシラバス
 - ③ その他本学が必要と認めた書類
- (2) 協定大学で履修した授業科目を、帰国後、本学の科目へ認定する場合の方法は以下のいずれかとする。
 - ① 所属学科の専門科目等に読替え可能な場合は、当該専門科目に互換認定する。
 - ② 英語英文学科の専門科目である「海外留学 I a~b」(各 1 単位)、「海外留学 II a~b」(各 2 単位)、「海外留学 II a~f」 (各 4 単位)として認定する。ただし、英語英文学科以外の学生の場合は、学際教育科目に含まれる。
 - ③ 共通教育科目の外国語科目(英語関連科目)に読替えが可能な場合は、当該共通教育科目に互換認定する。
 - ④ 学際教育科目として認定する。
 - ⑤ 前号①~④の組合せにより認定する。
- (3) セメスター認定留学で認定する単位数は30単位を上限とする。ただし、学則第17条及び第17条の2に定めるとおり、大学コンソーシアム京都や特定目的海外研修A等、国内外を問わず他大学で履修した単位、イングリッシュ・チャレンジ等、入学後に受験した検定による認定単位はこの30単位から差し引かれるので注意すること。
- (4) 成績原簿の記載は、認定後の「単位数」のみを記載し、評価点数は記載せず「認定」と表記する。

9. 本学授業科目の履修方法

- (1) 前期から半期間留学する場合は、留学前に後期分の履修登録を行う。
- (2) 後期から半期間留学する場合は、前期開講科目のみ履修登録を行う。
- (3) 半期間のみ留学する場合は、通年開講科目や教職に関する科目等(留学中の半期に開講される科目)を履修することができない。また後期から半期間のみ留学する場合も、帰国時期が4月の履修登録に間に合わない場合は、帰国後の前期に通年開講科目や教職に関する科目等を履修できない場合がある。そのため、必ず3月末までに帰国すること。
- (4) 3・4年次に必修の通年開講科目については、指導担当教員との相談により履修方法を決定する。

10. 資格取得に関する科目の取扱い

(1) 教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、資格取得に関する科目については、本学の履修科目以外は認

められない。

- (2) 教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により4年間で教職課程を修了することができない。
- (3) 留学と資格取得に関する課程を同時に履修することは困難であり、これらの課程を履修しながら留学する場合は、留学前の履修登録決定以前に必ず教務課・学事課又は司書課程事務室へ申出て相談をすること。

11. 留学費用と留学中の本学学費

- (1) 協定大学の学費、滞在費、渡航費、保険料等は個人負担とする。
- (2) 留学期間中の本学学費は、半期ごとに学則別表2に定めるとおり全額納付しなければならないが、次項による授業料減免制度が適用される。

(ただし、資格特待生又は修学支援制度の適用を受けている学生は、留学申請前に国際教育課に相談すること。)

- (3) セメスター認定留学により留学する者に対しては、留学する学期の授業料(半期授業料)の2分の1に相当する額が減免される。
- (4) 教育充実費、施設設備費の年額の12分の1額に留学期間月数を乗じて得た額が免除される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に算入しない。すでに納付された諸費については、帰国後に精算する。

12. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

- (1) 留学先の協定大学において成業の見込みがないと判断された場合
- (2) 本学の学費等の納付を怠った場合
- (3) 認定留学生としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他、上記以外の事項又は本人の事情により、留学を継続することが困難になったと判断された場合

13-(6) 特定目的海外研修

海外の大学等における学習機会を提供し、特定の学習目的に沿ってより幅広い知識や国際性を養うことを目的として、特定目的海外研修(A·B)を実施する。開講する研修は、年度により異なるため、毎年シラバス又は国際教育課で配布する特定目的海外研修パンフレットを参照すること。

1. 特定目的海外研修

科目名	種目(コース)	研修国	開講時期	配当学年	配当学部学科	単位
特定目的	英語海外研修 [アメリカ	春期休暇中	1~3年次生	全学部全学科	2単位
	英語海外研修Ⅱ	英国	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
	英語海外研修Ⅲ	カナダ	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
	英語海外研修Ⅳ	オーストラリア	春期休暇中	1~3年次生		2単位
	中国語中国文化海外研修	中国	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
海外研修	韓国語海外研修	韓国	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
A	海外インターンシップ研修I	ニュージーランド	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
			春期休暇中	1~3年次生		
	海外インターンシップ研修 Ⅱ	オーストラリア	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
			春期休暇中	1~3年次生		
	海外インターンシップ研修Ⅲ	アメリカ	春期休暇中	1~3年次生		2単位
特定目的 海外研修 B	生活文化海外研修	フランス・ドイツ	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
	社会福祉海外研修	デンマーク	夏期休暇中	1~4年次生		2単位
	芸術文化海外研修	オランダ・ドイツ/オーストリア・スイス	春期休暇中	1~3年次生		2単位

2. 履修資格

本学に在籍する1年次~4年次生で心身共に健康な者(全学科共通)。ただし、春期休暇中に開講する研修は1年次~3年次生のみを対象とする。

3. 履修登録

海外研修出発前の参加者名簿をもって登録とする。

4. 単位の認定

特定目的海外研修(A·B)として毎年開講される研修の中から、3科目、計6単位を限度として、全学部(学科)共通に要卒単位として認定する。ただし、同一の研修種目を複数年に重複して履修しても、最初に履修した年度の単位しか認められない。また、学則第17条及び第17条の2に定めるとおり、他大学との協定に基づき他大学で履修した授業科目(大学コンソーシアム京都の開講科目、学則第31条の規定による留学等)や入学後に受験した検定による認定科目(イングリッシュチャレンジ等)で、すでに30単位を修得している場合も単位が認定されないので注意すること。

5. 認定方法

研修の種目により、以下のいずれかの方法で認定する。

- (1) 海外の研修先大学における授業への出席率、学習態度、課題発表などにより総合的に評価し、研修終了時に研修先大学等から授与される「修了証書」をもって、帰国後に単位を認定する。
- (2) 海外研修への参加はもとより、事前講義、事後指導を含む授業やインターンシップへの出席率、学習態度、課題やレポートの提出などにより総合的に評価し、帰国後担当者が単位を認定する。
- (3) 上記(1)と(2)の組合せにより認定する。

6. 研修の詳細

研修先、研修期間、研修内容、スケジュール、参加費用、募集人員、募集時期等の詳細は、新学期の履修登録時又は海 外研修募集説明会の際に知らせる。募集説明会の開催時間、教室については、別途掲示する。

13-(7) グローバル英語コース海外留学制度 実施要項

(趣旨)

- 第1条 この要項は、京都ノートルダム女子大学(以下「本学」という。)学則第31条の規定に基づき、本学人間文化学部英語 英文学科グローバル英語コースに在籍する学部生全員に義務付ける海外留学制度に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 グローバル英語コースに在籍し、「米国姉妹大学留学制度」により留学する場合は、別に定める「米国姉妹大学留学制度実施要項」にしたがうものとする。

(名称)

第2条 この海外留学制度は、グローバル英語コース海外留学制度(以下、「グローバル英語留学制度」という。)と称する。

(定義)

第3条 グローバル英語留学制度とは、グローバル英語コースの学生が、本学との間に協定を締結している外国の大学または 大学付属教育機関(以下、「協定大学」という。)へ原則として半年間留学し、当該協定大学で修得した単位又は履修した授業時間数を、帰国後に本学の単位として認定する制度をいう。

(留学期間)

第4条 留学期間は、原則として2年次後半の半年間とする。

- 2 留学期間は修業年限に参入し、学則第31条に規定する留学の扱いとする。
- 3 留学期間は、留学申請時に申請することにより半年間延長することができる。ただし、延長した期間の留学先大学の学費、 滞在費等については、本学が給付する留学奨学金の対象外とする。
- 4 留学決定後、留学中に留学期間を変更又は延長することはできない。

(申請資格)

- 第5条 グローバル英語留学制度に申請できる学生は、本学人間文化学部英語英文学科グローバル英語コースに在籍し、次の 各号の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 心身ともに健康であること。
 - (2) 本学の授業科目の出席状況と学習態度、成績が良好であること。
 - (3) 申請時までにTOEFL-iBT、TOEFL-ITP、TOEICのいずれかを受験し、留学に必要な一定の英語力の基準(原則として、TOEFL-iBT: 52、TOEFL-ITP: 470、TOEIC: 500、もしくは同等程度以上)を満たしていること。
 - (4) 留学を全うする意志が強く、留学期間終了後は直ちに本学へ復帰して学業を継続する者。
 - (5) 本学の学費納付について、未納・滞納がないこと。

(申請)

- 第6条 グローバル英語留学制度により留学を希望する者は、指定の期日までに所定の申請書類一式を学長に提出しなければ ならない。
- 2 申請書類の提出先は、国際教育課とする。

(申請期限)

第7条 申請書類の提出期限は、留学する前年度の2月初旬とし、申請期日は別に定める。

(申請書類)

第8条 申請に必要な書類は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 成績通知書(和文)
- (4) TOEFL又はTOEICの成績通知書

(留学の許可)

第9条 留学の許可は、学部教授会、教務委員会の議を経て、学長が行う。

(留学中の履修方法)

第10条 協定大学において履修する授業科目は、原則として語学または所属学科の専門科目の内容に相当する科目とする。

- 2 協定大学において履修する授業時間数は、1週あたり平均20時間以上を原則とする。
- 3 語学授業は演習と見なし、授業時間数30時間につき、本学における1単位として換算認定する。
- 4 学部課程の授業を履修し修得した単位は、協定大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目・単位に換算認定される。

(単位認定のための提出書類)

第11条 グローバル英語留学制度による留学生は、学期の終了時または帰国時に以下の書類を国際教育課に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願
- (2) 協定大学において履修した授業科目又は学修の内容を示す書類
- (3) 協定大学の成績通知書又は学修成果を示す書類
- (4) 留学報告書
- (5) その他本学が必要と認める書類

(単位認定の方法)

第12条 協定大学で履修した授業科目を、帰国後、本学の科目へ認定する場合の方法は以下のいずれかとする。

- (1) 所属学科の専門科目等に読み替え可能な場合は、当該専門科目に互換認定する。
- (2) 共通教育科目の外国語科目(英語関連科目)に読み替えが可能な場合は、当該共通教育科目に互換認定する。
- (3) 「海外留学 I a~b」(1単位)、「海外留学 II a~b」(2単位)、「海外留学 II a~f」(4単位)に振り替えて認定する。
- (4) 前号(1)~(3)の組み合わせにより認定する。
- 2 グローバル英語留学制度で認定する単位数は30単位を上限とする。但し、学則第17条及び第17条の2に定めるとおり大学 コンソーシアム京都や特定目的海外研修A等、国内外を問わず他大学で履修した単位はこの30単位から減じる。
- 3 成績原簿の記載は、認定後の単位数のみを記載し、評価点数は記載せず「認定」と表記する。

(本学授業科目の履修方法)

第13条 グローバル英語留学制度による留学生は、グローバル英語コースで推奨するカリキュラムに従って単位を修得する。

- 2 グローバル英語留学制度では、海外留学に出発する前の学期及び海外留学から帰国後の学期において、学内イマージョン留学制度による英語集中プログラムを履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 グローバル英語留学制度による留学生の本学授業科目の履修登録については、以下に定めるとおりとする。
- (1) 後期から半期間留学する場合は、前期開講科目のみ履修登録を行う。
- (2) 半期間のみ留学する場合は、通年開講科目や教職に関する科目等(留学中の半期に開講される科目)を履修することができない。また、後期から半期間のみ留学し、帰国時期が4月の履修登録に間に合わない場合は、帰国後の前期に通年開講科目や教職に関する科目等を履修できない場合がある。そのため、必ず3月末までに帰国しなければならない。
- (3) 前期から半期間留学する場合は、留学前に当該年度の後期開講科目の履修登録を行う。前期に留学する場合は、原則として、帰国後、後期開講科目を新規に登録することができない。

(留学中の本学学費等)

第14条 グローバル英語留学制度による留学期間中の学費等は、学則別表2に定めるとおり全額納付しなければならない。

- 2 グローバル英語留学制度による留学生については、申請に基づき次条による留学奨学金の制度が適用される。
- 3 本学学費等を未納又は滞納(延納・分納を含む)している場合は、留学奨学金を受給することができない。

(留学奨学金)

第15条 グローバル英語留学制度による留学先の協定大学へ納付する授業料及び滞在費の一部に充当させるため、1人あたり 100万円を上限とする留学奨学金を給付する。

2 留学奨学金の給付については、別に定める。

(留学先大学の学費等)

第16条 グローバル英語留学制度による留学先の協定大学へ納付する学費等は、前条の留学奨学金を活用して各自が留学先大学へ直接支払う。

(留学の取り消し)

- 第17条 留学決定後又は留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、留学を取り消し、帰国させることがある。
 - (1) 留学を辞退または取り止めたとき
 - (2) 本学の学費等の納付を怠ったとき
 - (3) 第5条で規定された資格を満たせなかったとき
 - (4) グローバル英語コースの所属を失ったとき
 - (5) 留学先大学において成業の見込みがないと判断され帰国を命じられたとき
 - (6) 留学生としてふさわしくない行為があったと認められたとき
 - (7) 学籍を失ったとき
 - (8) 本学学則による懲戒処分を受けたとき
 - (9) 留学先大学の規則による懲戒処分等を受けたとき
 - (10) その他留学生として不適当と認められたとき

(返還)

第18条 留学生が前条に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、留学奨学金の全額または一部を返還しなければならない。

(事務の所管)

第19条 この要項に関する事務は、国際教育課が担当する。

(要項の改廃)

第20条 この要項の改廃は、教務委員会、人間文化学部教授会の議を経て決定する。

附 則(平成25年10月22日制定)

この要項は、平成25年10月22日から施行し、平成26年4月入学生から適用する。

附 則(平成26年9月4日改正)

この改正は平成26年9月4日から施行する。